（死亡の届出）

第五十五条　法第三十五条第三項の規定により旅行サービス手配業者の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行サービス手配業者死亡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二　登録年月日

三　死亡の年月日

（手数料）

第五十六条　令第四条第四項に規定する手数料は、旅行サービス手配業務取扱管理者研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第二十九条において準用する法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2　すでに納めた手数料は、いかなる理由があつても返さない。

第三章　旅行業協会

（旅行業協会の指定の申請）

第五十七条　法第四十一条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　社員である旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日を記載した書類

四　（略）

五　法第四十二条各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六　（略）

七　法第四十一条第一項第四号及び第五号に掲げる要件を備えていることを証する書類

（名称等の変更の届出）

第五十八条　法第四十一条第三項の規定による変更の届出は、変更しようとする日の二週間前までに書面によりしなければならない。

（社員の加入及び脱退の報告）

第五十九条　法第四十四条の規定による報告は、社員の加入又は脱退につき次に掲げる事項を記載した報告書を提出することによりしなければならない。

一　新たに加入し、又は脱退した社員の氏名又は商号若しくは名称、住所、登録番号及び登録年月日

二　（略）

（認証の申出）

第六十条　法第四十八条第二項の規定によりその債権について旅行業協会の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、その者と取引をした保証社員（その者と取引をした旅行業者代理業者の所属旅行業者たる保証社員を含む。以下「認証対象保証社員」という。）が属する旅行業協会の弁済業務規約で定めるところにより、当該旅行業協会に認証の申出をしなければならない。

（新設）

（新設）

（旅行業協会の指定の申請）

第四十二条　法第二十二条の二第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一・二　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一・二　（略）

三　社員である旅行業者等の氏名又は名称、住所、登録番号及び登録年月日を記載した書類

四　（略）

五　法第二十二条の三各号に掲げる業務の実施に関する基本的な計画

六　（略）

七　法第二十二条の二第一項第四号及び第五号に掲げる要件を備えていることを証する書類

（名称等の変更の届出）

第四十三条　法第二十二条の二第三項の規定による変更の届出は、変更しようとする日の二週間前までに書面によりしなければならない。

（社員の加入及び脱退の報告）

第四十四条　法第二十二条の五の規定による報告は、社員の加入又は脱退につき次に掲げる事項を記載した報告書を提出することによりしなければならない。

一　新たに加入し、又は脱退した社員の氏名又は名称、住所、登録番号及び登録年月日

二　（略）

（認証の申出）

第四十五条　法第二十二条の九第二項の規定によりその債権について旅行業協会の認証（以下「認証」という。）を受けようとする者は、その者と取引をした保証社員（その者と取引をした旅行業者代理業者の所属旅行業者たる保証社員を含む。以下「認証対象保証社員」という。）が属する旅行業協会の弁済業務規約で定めるところにより、当該旅行業協会に認証の申出をしなければならない。